

千葉市長 神谷俊一様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会長 本澤 陽



個人情報に関する重要事項について (答申)

令和2年11月11日付け2千市区第448号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）について

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等（以下「関係法令等」という。）の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。

なお、特定個人情報を取り扱う事務を外部に委託する場合には、特に注意を要することから、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。